

# 北海道教育委員会 公 報

令和2年(2020年)  
4月14日(火曜日)

第6240号

## 目 次

### 教育委員会規則

○北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1

#### 公布された教育委員会規則のあらまし

#### ◆北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第5号)

##### 1 趣旨

令和2年度の北海道立高等学校の生徒定員を減員するため、この教育委員会規則を制定することとした。

##### 2 内容

(1) 北海道長沼高等学校ほか11校について、全日制の課程の第1学年の生徒定員を減員することとした(別表第1関係)。

名 称	課 程	学 科	現 行	改正後	減員数
北海道長沼高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道札幌東豊高等学校	全日制の課程	普通科	240	160	80
北海道札幌あすか高等学校	全日制の課程	普通科	280	240	40
北海道野幌高等学校	全日制の課程	普通科	160	120	40
北海道千歳北陽高等学校	全日制の課程	普通科	200	160	40
北海道伊達緑丘高等学校	全日制の課程	普通科	160	120	40
北海道美瑛高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道鹿追高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道大樹高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道本別高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道白糠高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道標津高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40

(2) 北海道砂川高等学校ほか8校について、単位制による全日制の課程の生徒定員を減員することとした(別表第1関係)。

名 称	課 程	学 科	現 行	改正後	減員数
北海道砂川高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	320	280	40
北海道岩内高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	360	320	40
北海道浦河高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	400	360	40
北海道静内高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	560	520	40
北海道森高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	240	200	40
北海道斜里高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	160	120	40
北海道音更高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	480	440	40
北海道清水高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	400	360	40
北海道標茶高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	280	240	40

##### 3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

## 教育委員会規則

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和2年4月14日

北海道教育庁教育部長 志 田 篤 俊

### 北海道教育委員会規則第5号

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道砂川高等学校の項中

普通科	320	320
-----	-----	-----

を「

普通科	280	/	280
-----	-----	---	-----

」に改め、同表北海道長沼高等学校の項中「

普通科	80	40	40	/	160
-----	----	----	----	---	-----

」を「

普通科	40
-----	----

」  

40	40	/	120
----	----	---	-----

」に改め、同表北海道札幌東豊高等学校の項中「

普通科
-----

」  

240	240	320	/	800
-----	-----	-----	---	-----

」を「

普通科	160	240	320	/	720
-----	-----	-----	-----	---	-----

」  
に改め、同表北海道札幌あすかぜ高等学校の項中「

普通科	280	320	320	/
-----	-----	-----	-----	---

」  

/	920
---	-----

」を「

普通科	240	320	320	/	880
-----	-----	-----	-----	---	-----

」に改め、同表北海道野  
幌高等学校の項中「

普通科	160	160	200	/	520
-----	-----	-----	-----	---	-----

」を「

普通科
-----

」  

120	160	200	/	480
-----	-----	-----	---	-----

」に改め、同表北海道千歳北陽高等学校の項中「

普 通科	200	200	240	/	640
---------	-----	-----	-----	---	-----

」を「

普通科	160	200	240	/
-----	-----	-----	-----	---

」  

600
-----

」に改め、同表北海道岩内高等学校の部単位制による全日制の課程の款普通教育を  
主とする学科の項中「

普通科	360	/	360
-----	-----	---	-----

」を「

普通 科	320	/	320
---------	-----	---	-----

」に改め、同表北海道伊達緑丘高等学校の項中  

普通科	160	160	160	/	480
-----	-----	-----	-----	---	-----

」を「

普通科	120	160	160
-----	-----	-----	-----

」  

/	440
---	-----

」に改め、同表北海道浦河高等学校の項中「

総合学科	400
------	-----

」  

/	400
---	-----

」を「

総合学科	360	/	360
------	-----	---	-----

」に改め、同表  
北海道静内高等学校の項中「

普通科	560	/	560
-----	-----	---	-----

」を「

普 通科	520	/	520
---------	-----	---	-----

」に改め、同表北海道森高等学校の項中  

総合学科	240	/	240
------	-----	---	-----

」を「

総合学科	200
------	-----

」

200
-----

 に改め、同表北海道美瑛高等学校の項中
 

普通科	80	80
-----	----	----

80	240
----	-----

 を
 

普通科	40	80	80	200
-----	----	----	----	-----

 に改め、同表北海道斜里高等学校の項中
 

総合学科	160	160
------	-----	-----

 を
 

総合学科	120	120
------	-----	-----

 に改め、同表北海道音更高等学校の項中
 

普通科	480	480
-----	-----	-----

 を
 

普通科	440
-----	-----

440
-----

 に改め、同表北海道鹿追高等学校の項中
 

普通科	80	80
-----	----	----

80	240
----	-----

 を
 

普通科	40	80	80	200
-----	----	----	----	-----

 に改め、同表北海道清水高等学校の項中
 

総合学科	400	400
------	-----	-----

 を
 

総合学科	360	360
------	-----	-----

 に改め、同表北海道大樹高等学校の項中
 

普通科	80	40	80	200
-----	----	----	----	-----

 を
 

普通科	40	40
-----	----	----

80	160
----	-----

 に改め、同表北海道本別高等学校の項中
 

普通科	80	40
-----	----	----

40	160
----	-----

 を
 

普通科	40	40	40	120
-----	----	----	----	-----

 に改め、同表北海道標茶高等学校の項中
 

総合学科	280	280
------	-----	-----

 を
 

総合学科	240	240
------	-----	-----

 に改め、同表北海道白糠高等学校の項中
 

普通科	80	40	80	200
-----	----	----	----	-----

 を
 

普通科	40	40
-----	----	----

80	160
----	-----

 に改め、同表北海道標津高等学校の項中
 

普通科	80	80
-----	----	----

80	240
----	-----

 を
 

普通科	40	80	80	200
-----	----	----	----	-----

 に改める。

**附 則**

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

